

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第35回総会 (IPCC-XXXV) 報告

一般財団法人リモート・センシング技術センター(RESTEC)
利用推進部 特任首席研究員
近藤洋輝



はじめに

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、第35回総会を、スイス・ジュネーブで、2012(平成24)年6月6～9日に開催した。

日本からは、WG1 関係では、文部科学省環境エネルギー課楠原課長補佐、RESTECの筆者、気象庁地球環境・海洋部高槻地球温暖化対策調整官、その他では、環境省、経済産業省の関係官、および、(独法)産業技術総合研究所、(財)地球産業文化研究所(GISPRI)の関係者が参加した。

総会における主要議題は、第32回総会(2010年10月、釜山)、第33回総会(2011年5月、アブダビ)、および前回第34回総会(2011年11月、ウガンダ・カンパラ)において、インター・アカデミー・カウンシル(IAC=InterAcademy Council)によるIPCCレビューへの対応として、IPCCの諸過程と手続き規則(Process and Procedures)の4つの課題について継続してきた審議を完成させることであったが、そのほかにも、関連する課題として、IPCCビューローの選挙規則の不備を是正することや、湿地帯に関する各国温室効果ガスインベントリーの2006年IPCCガイドラインの補遺の完成時期をUNFCCCの要請に応じて若干早めるかどうかの検討なども重要な課題であった。

以下、採択された会議文書及び筆者のメモに基づき、ENB(Earth Negotiations Bulletin)の文書も参考に報告する。

1. 開会セッション

パチャウリ IPCC 議長は、開会を宣言し、第5次評価報告書(AR5)にむけた各作業部会の活動が順調に進展していることを指摘した。また、既に発表された再生可能エネルギーに関する特別報告書(SRREN)や、極端現象に関する特別報告書(SREX)のアウトリーチの活動にも触れた。さらに、湿地帯に関する各国温室効果ガスインベントリーの2006年IPCCガイドラインの補遺が2013年に完成の予定であることを述べた。インター・アカデミー・カウンシル(IAC)の勧告に対する対応に関しては、IPCCは勧告から多くを学んでおり、AR5が科学的に強固で、AR4をしのぐことをIPCCは保障することになると強調した。また、IPCCは、精密さ、正確さ、広範な取り組みによるAR5の知見を全世界に普及させると述べた。

以下、来賓の挨拶が行われた：

UNEPのドゥシーク (Jan Dusik)代表：

UNEPは、創立以来25周年となるIPCCを支持していることを強調し、IPCCがAR5完成に向けて進展し、また諸過程と手続き規則の改革に取り組んでいることに祝意を述べた。その上で、UNEPが主導している、様々なIPCCに関連する活動について述べた。

WMOのレンゴーサ (Jeremiah Lengoasa) 代表：

IPCCの1988年創立25周年を祝賀し、IPCCおよびAR5の重要性を示す最近の状況をのべた。また、IAC勧告に対する対応を完了し、その成果を発信する必要性を指摘し、それが、新しいコミュニケーション戦略をテストする機会でもあると述べた。

UNFCCC のソーゲイルソン(Halldor Thorgeirsson)代表 :

2011 年末のダーバンの気候変動会議での主要な、以下の 3 点での進展を述べた : ①途上国における緩和と適応を支援する実施上のインフラ ; ②2020 年までの緩和の自主申告の明確化とそれに関連する測定・報告・検証(MRV); ③2015 年までに全参加国に適応可能な長期対応の強固な合意に向けて交渉するダーバンプラットフォーム特別作業部会の設置。AR5 知見から UNFCCC 過程への直接の通路としての、排出削減の全球的な目標の適切性のレビューの重要性を指摘した。

開催国スイスのオベルレ(Bruno Oberle)環境大臣:

IPCC の果たす役割の重要性を述べ、特別報告書である、SRREN や SREX の最近における発表について歓迎の意を述べるとともに、進行中の AR5 作成の意義を強調した。ジュネーブの会議で IAC 勧告への対応決着が今後の IPCC にとっての重要な一里塚となると見なした。

2. AR5 に向けた進捗状況

各 WG から活動の進捗状況について報告があった。

WG 1 に関しては、ストックカー(Thomas Stocker) 共同議長が、2011年11月に**第一稿 (FOD)** を仕上げ、続いての専門家査読で21,000件以上のコメントを受理したと指摘した。同共同議長は、2012年4月にマラケシュで開催された**第3回代表執筆者 (LA) 会合**に焦点を当て、査読編集者 (RE s) も参加し、現地および国内メディアに対するブリーフィングが行われ、特に横断的な課題及びよくある質問 (FAQs) の議論に注目が集まったと指摘した。チン(Dahe Qin) 共同議長は、SREX作成でのWGIとWGIIの協調関係を強調した。

WG 2 に関しては、フィールド (Christopher Field) **WG2共同議長**が、SREXはWG 1 とWG 2 の協調関係が極めて大きな成功を収めた例であると強調した。AR5に対するWG2の担当分に関しては、同共同議長は、まもなく2012年6月に**第一稿 (FOD)** が発表されると指摘し、積極的なフィードバックを行うよう勧めた。同共同議長は、WG 2 はAR5への担当分の報告書作成に向け、非常に良い状況にあると結論づけた。

WG 3 に関しては、ソコナ (Youba Sokona、マリ) **WG 3 共同議長**は、WG 3 担当分の作成は十分進展していると報告した。また、ゼロ稿 (ZOD) とその査読が終了したと指摘し、第 1 稿の締切日は2012年7月であると述べた。同共同議長は、専門家およびLA 会合について論じ、特に第 2 回代表執筆者会議での AR5 担当分報告書の概要変更

に焦点を当てた。

横断的課題(Cross-cutting Issues)に関しては、バン・イパーセル (Jean-Pascal van Ypersele、ベルギー) **IPCC 副議長**は、IPCC副議長全員に代わり発言し、WG共同議長間の建設的な意見交換について報告し、横断的課題が真剣かつ時機を得て議論されたと歓迎した。同副議長は、横断的課題の議論が特に大きな関連性を持つ統合報告書(SYR)に役立たせるため、課題やチームや方法論が特に注目を集めることになるだろうと述べた。

統合報告書 (SYR) に関して、パチャウリ(Rajendra Pachauri)IPCC 議長は、基本執筆チームの候補者が選出されたと指摘し、WG1 からは 9 名の執筆者、WG2 からは 11 名、WG3 からは 9 名の執筆者となったと指摘した。同議長は、各候補の選出は IPCC 手順に規定する地域やジェンダーのバランスに配慮して行われたと強調し、このチームの第 1 回会合を 2012 年 6 月 11 日から 13 日にジュネーブで開催すると指摘した。

3. IAC 勧告への対応

「はじめに」で述べた、IAC からの勧告における 4 つの課題とは、**手続き規則(Procedures)**、**管理運営体制(Governance and Management)**、**利益相反対策(Conflict of Interest Policy)**、**コミュニケーション戦略(Communication Strategy)**である。以下、各課題に関して検討や確認が残っていた部分に関する、本総会での審議と決着についてまとめる。

(1) 手続き規則(Procedures)について : IPCC 活動原則の付録 A(Appendix A)の改定完了

コンタクトグループ(共同議長: クリストファーセン<Oyvind Christophersen ノルウェー>、カルボ<Eduardo Calvo、ペルー>)が結成され、筆者も含む文科省、気象庁からの担当者が主に参加した。ここでこの任務は、すでに前回までに議論の大筋の結論は出ていて、**IPCC 活動(IPCC 報告書の作成、査読、受諾、採択、承認、公表)に関する原則についての付録 A (Appendix A) の改定案の完成**が主題で、実際、案の編集上の確認・修正を行うことであった。ただ、くわえて、CC 報告書の政府査読/専門家査読、SPMs および概要の章(Overview Chapters)の政府査読における、政府以外の組織の役割を明確にするオプションについても議論した。議論の焦点は、国連組織または参加組織(participating organizations)、政府間組織(intergovernmental organizations)、特別オブザーバーの立場を有するオブザーバー組織(すなわち、ヨーロッパ連合(EU)、NGOs などの区別に関するものであった。

IPCC オブザーバー組織は各 WG 報告書の第 1 稿 (FOD) と第 2 稿 (SOD) の専門家査読に対し、それぞれの**専門家を通して参加するよう勧める**と明記する点では合意した。各国政府、IPCC 参加組織、特別オブザーバーの立場を有するオブザーバー組織(すなわち、EU)は、第 2 稿の政府査読に参加するよう勧められ、SPM に関する最終的な政府向け配布では、書面によるコメントを提出するよう求められる。これらの組織の貢献は重要であると認められた上で、特に執筆プロセスの最終段階で、NGOs や特定利益集団を各国政府と同等レベルまで引き上げることに、懸念が示された。

上記議論で、明確化のため、EU を含む、オブザーバー組織に関する定義項目も含めることで合意した。一方、最終段階の政府査読に関しては、NGO に関する上記の見解がほぼまとまりかけたところで、米国が異論を主張し、結局その決着は次の IPCC 執行委員会(EC)にゆだねることで合意された。

(2) 管理運営体制 (Governance and Management) について : 残された課題の決着

残された課題について、前回の総会で議論が延期されていることから、それらに関する**タスクグループ (TG : 共同議長はワリロー<David Warrilow、英国>およびザタリ<Taha Zatari、サウジ>)**からの報告に基づき議論がなされた。

IPCC 事務局と、各 TSU (専門支援室) の所掌に関しては、クリスト(Renate Christ)事務局長が、IPCC 事務局の責任については 1989 年、UNEP と WMO の間で交わされた覚書(MoU)にすでに示されていることを強調し、いかなる変更も、両親組織の合意が必要であると述べた。また、事務局の説明責任 (Accountability) に関し、責任範囲は当該の問題にたいする事務局の支配の程度に関係すると指摘した。

WMO のレンゴーサ (Jeremiah Lengoasa) 代表は、UNEP も代表する発言として、親組織(WMO と UNEP) が口をはさめるのは事務管理上の問題にとどまらず、パネルが作成した文書に対する責任の中身についても発言できると強調した。同代表は、WG 共同議長を補佐する TSUs の一時的な性格 (the transient nature : 評価報告書期間ごとに選挙で TSU をホストする先進国共同議長の国が変わる可能性があること) を事務局の常設組織としての性格とバランスをとらせる必要があると強調した。その後、各国からさまざまな見解が示されて議論が続いた。その結果以下のような、結論となった。

最終決定 : 事務局の機能は、IPCC 成立時の上記 1989 年の MoU、およびその附属書に記載された活動の実施を意味するとした。特に :

- パネル、IPCC 議長、他の執行委員会および IPCC 議長団のメンバーのマンデート実現を個人的におよび組織的に、支援する ;
- IPCC 信託基金ならびにパネルが合意する他の全ての基金を管理する ;
- IPCC 会合、IPCC 議長団会合、他の会議の開催を計画し、文書を作成する ;
- 必要な場合には、WGs、温室効果ガス・インベントリー・タスクフォース (TFI)、IPCC が設置する他の全てのタスクフォース、タスクグループ、委員会を支援する ;
- 間違いの可能性に対応する IPCC プロトコル、IPCC コミュニケーション戦略、COI ポリシーの実施に貢献する ;
- 主要な IPCC 窓口として、特に UNFCCC および他の関連する国連組織など国連システムとの協力関係を推

進、維持し、親組織である WMO および UNEP と連携する。

TSUsの機能は、TSUsがそれぞれの担当のWGsおよびTFIに対し、科学的、技術的、組織的な支援を行うと規定し、さらにTSUsはSYRの作成またはパネルを構成する他の全てのタスクフォースを支援する目的で結成される可能性がある」と規定する。とりわけ：

- それぞれの担当のWGs、タスクフォースの共同議長、議長団、あるいはSYRの場合はIPCC 議長によるIPCCの関連する全ての成果物の作成、制作を支援する
- 間違いの可能性に対応するIPCCプロトコル、IPCCコミュニケーション戦略、COIポリシーの実施に貢献する；
- 各TSUsの長を通して、IPCC執行委員会に顧問として参加する。

事務局上級職員(Senior staff)募集においては、IPCC の役割について、パネルは、IPCC 議長に対し、募集プロセス、年間の雇用計画作成、IPCC 事務局長および副事務局長の実績評価は WMO および UNEP に従うとともに両組織を通して、インプットし続けるよう要請する。パネルは、この作業にあたり、IPCC 議長が、執行委員会の助言を得ながら、そのようなプロセスの更なる発展を図るように勧告し、さらにこれは「定められた、透明性のある形で (in “a defined and transparent manner”) 遂行されるべきとした。総会は、IPCC 議長が次々回総会(IPCC-37)に対して進捗状況を報告するよう求めた。

(3) 利益相反策 (Conflict of Interest <COI> Policy) について：COI 委員会活動報告

前総会で立ち上がった利益相反(COI=Conflict Of Interest)委員会のリー委員長 (Hoesung Lee、韓国)から、IPCC 利益相反策(COIP)の実施報告があった。2012 年 3 月にジュネーブで開催された COI 委員会第 1 回会合(IPCC-XXXV/Doc.6, 附属書 1)についても報告したほか、同委員会による暫定作業手法についても報告した。

クリスト事務局長は、COI 委員会自体での利益相反を回避するため、各国のコメントを取り入れた提案を提出した。総会は、COI のメンバーは通常自身に関わる事例を検討すべきでないとし、そのような事例が審議される場合には、辞退するとする改定案で合意した。さらに総会は、そのような状況では、COI 委員会の議長はプレナリーに報告しなければならないと規定した。代表団はこのような改定を行った後、COI 委員会の作業手法を承認した。

(4) コミュニケーション戦略(Communication Strategy)の採択

新たに採用された、リン(Jonathan Lynn)上級コミュニケーション管理官は、IPCC コミュニケーション戦略の草案を提出した。バン・イパーセル(Jean-Pascal van Ypersele)IPCC 副議長は、この戦略案の作成には、アブダビの IPCC33 回総会で承認された IPCC コミュニケーション戦略に関するガイダンスがベースとして用いられたと指摘した。

リン上級コミュニケーション管理官の説明では、構造と意思決定プロセスを明確に構築することを目指した点を強調した。また、外部とのコミュニケーションに関して、3つの分野について示した

- 毎日のコミュニケーション；
- 報告書および他の活動計画を発信することに関するコミュニケーション；
- 迅速に対応するコミュニケーション。

上記提案に関し、コンタクトグループにより審議が進められ、最終的に合意された。その要点は：

- 原案に一部追加したコミュニケーション戦略を採択し、執行委員会(EC)に対し実施計画の作成を要請し、この計画には、IPCC が緊急の問い合わせにも速やかに、効果的に対応できるようにする一連の手順を含めるとし、2012 年 10 月 1 日までにこの計画の完成を、議長団および各国フォーカルポイントに報告するよう要請する。
- EC に対し、戦略とその実施状況に関する評価報告を次々回総会(IPCC-37)に提出することを要請する。実施計画は状況に応じて更新することが求められる。
- WGs 共同議長およびタスクフォースの共同議長が報告書のそれぞれの担当分野におけるコミュニケーションに責任を有するとし、IPCC 議長は SYR に関するコミュニケーション責任を負う。EC は組織全体に関するコミュニケーションに責任をもつ。

- 承認された IPCC 報告書および他の刊行物がコミュニケーション資料の基礎となる。
- 公式スポークスマンには効率性やタイムリーな対応だけでなく、客観性、科学的な正確さを確保するため、多様な状況に合わせて任命されるべきである。
- IPCC を代表する発言者は、承認された報告書の情報を、事実に沿い、客観的に提供し、IPCC の弁護と受け取られかねない、もしくは IPCC の中立性の信望を損ないかねないような、公的発言は控える(特に上の位置にいる者)。

4. IPCC 議長団および全てのタスクフォース議長団の選出手順規則の改定

これは IOC 勧告に直接対応したものではないが、現行の管理運営体制の不備に関する対応で、具体的には、AR5 に向けた、新ビューロー体制の選挙が行われた第 29 回総会(ジュネーブ、2008 年)での第三作業部会ビューローの投票結果の判定をめぐる解釈で混乱が生じ、その收拾のため、共同議長を例外措置として、3 名にせざるを得なくなり、IPCC ビューロー全体の定員が 30 名であるため、WG3 の副議長は 1 名減の 5 名となった。その次の総会(30 回総会<2009 年、トルコ・アンタルヤ>)で、副議長戦で上記結果から次点となったサウジから、アジア地区が入っていないことに対し是正が要求された結果、全体の定員を 31 名として、副議長は 6 名に戻した。この問題に関しては、総合的に審議がなされた。議長を除くビューローメンバーの地域バランスを考慮すると、第 5 地区(フィリピン、マレーシアを含む太平洋地区)の代表性が少ないことから、結局次回の選挙に向けては、議長以外の 30 名の IPCC ビューローメンバーの構成は：

- アフリカ地区 (Region I) 5 名
- アジア地区 (Region II) 5 名
- 南米地区(Region III) 4 名
- 北米地区(Region IV) 4 名
- 太平洋地区(Region V) 3 名から 4 名に
- ヨーロッパ地区(Region VI) 8 名

とし、議長を含む IPCC ビューロー定員は 31 名のまま、IPCC 副議長は 3 名、WGs および TFI の共同議長は各 2 名ずつとし、WGs 副議長は WG2 だけが 7 名で他は 6 名とするということで決着した(注：なお、TFI のビューロー<TFB>ではその共同議長だけが IPCC ビューローメンバーでもある)。

もう一つ、自国出身でない者のノミネーションについては、そのようなノミネーションが資金援助に与える影響；ノミネートした国による出身国への通知；出身国政府からの同意；IPCC 議長職にも同じ規則を適用すべきかどうかなどが問題となっていた。審議の結果、出身国政府の同意がない場合には、そのようなノミネーションを控えるべきとすることで合意した

5. その他の議題

(1) TFI の進捗状況と将来の作業計画

TFI のクルッグ(Thelma Krug、ブラジル)共同議長は、「2006 年 IPCC ガイドラインに対する 2013 年補遺：湿地帯」の作成作業が予定通り進んでいると指摘した。また、IPCC インベントリ・ソフトウェアの第一版が 2012 年 5 月ボンで開催された UNFCCC 会合のサイドイベントで披露されたと強調した。

クルッグ共同議長は、京都議定書第 7 回締約国会合(CMP 7、2011 年)で、IPCC 土地利用変化と林業に関する適正実施ガイダンス(GPG-LULUCF、2003 年版)の第 4 章の再検討と想定される更新に関する提案があったことをのべた。同共同議長は、CMP は京都議定書 3.3 条および 3.4 条に基づく LULUCF の報告に関し、一部の規則を改定し、新しい規則を取り入れており、この中には森林管理および自然の攪乱に関する強制力のある規則、湿地の乾燥化および再湿地化に関する新しい選択的活動が含まれると説明した。同共同議長は、2012 年 5 月の IPCC スコーピング会議について報告し、さらに UNFCCC の科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 36 回会合(SBSTA36、ボン、2012 年 5 月)によるその後の決定に焦点を当て、CMP 10(2014 年)ではなく、CMP 9 (2013 年)までに、該当する GPG-LULUCF 第 4 章の改定を完了し、採択にかけるよう IPCC に対し検討が求められたと報告

した。同共同議長は、原案のタイムテーブルでは新しいガイダンスが2013年の報告書に間に合わないことを意味すると説明した。

クルッグ共同議長は、改定された作業計画を提出し、専門家査読期間を6週間から4週間に短縮し、専門家/政府査読期間を8週間から6週間に短縮する提案を示した。また、2013年10月に章の改訂版を承認するには、IPCC会議を追加する必要があると指摘した。クリスト事務局長は、IPCCは査読期間短縮を決定する権限を有していると指摘し、またすでに、WGIのAR5の担当分を承認するため、2013年9月には次回総会(IPCC-36)も召集する予定であると述べた。この後、質疑が続いたのち、同共同議長は、上記第4章は既に必要要素の多くを含んでおり、作業を始めからやり直す必要はないと強調した。同共同議長は、手順問題とIPCC作業の適切さとバランスさせる必要があると指摘し、提案された時間枠内で作業を終了させることへのTFI共同議長の自信を強調し、レビューするのは110頁ほどにすぎないと強調した。

総会は、カステラーリ(Sergio Castellari、イタリア)とディアラ(Birama Diarra、マリ)を共同議長とするコンタクトグループ(CG)で議論を進めさせた。その結果、総会は、CGでの合意に基づき、プロジェクト活動に関するセクションを除去し、査読範囲を削減することで合意し、また、LULUCFの適正実施ガイダンス(GPG-LULUCF)の第4章の更新と、別途進められている、湿地に関する各国温室効果ガスインベントリーの2006年IPCCガイドラインの補遺(Supplement)を2013年10月の次々回総会(IPCC-37)で承認することで合意した。

(2) 影響と気候解析のためのデータとシナリオ支援に関するタスクグループ (TGICA=Task Group on data and scenario support for Impact and Climate Analysis) の報告

IPCC新シナリオ作成作業に関し、クラム(Tom Kram、オランダ) TGICA代表は、現在進行中のシナリオ作成プロセス、および進行中のモデル間比較実験(CMIP5)におけるIPCCの触媒的な役割についてプレゼンテーションを行い、次の3つのコミュニティ間の共同作業に焦点を当てた：

統合評価のモデル開発；

気候のモデル開発；

影響・適応・脆弱性(IAV)。

同代表は、これらのコミュニティは代表的濃度経路(Representative Concentration Pathways)、社会経済的経路(shared socio-economic pathways)、政策想定条件(shared policy assumptions)に基づくシナリオ開発のマトリックス手法を開発したと述べた

TGICAの活動報告に関しては、カーター(Timothy Carter、フィンランド)、及びヒューイトソン(Bruce Hewitson、南アフリカ) TGICA両共同議長が、特に次の点について報告した：

地域専門家会合を通じてのキャンペーンビルディング活動、

Data Distribution Centerの地域分散化、

PROVIAとの連携

さらに、両共同議長は、2012年9月、サンクトペテルスブルグでのTGICA-18主催を申し出たロシアに感謝した。

(3) オブザーバー組織

2.(I)の議論でもオブザーバー組織について明確にする必要が生じて、討議がなされた。オブザーバー組織のうち、このところ対応が決着していなかったEUについては、クリスト事務局長が、EUの役割に関する最近の国連総会決議に留意し、EUに対し、コメントや意見を述べ、提案する権利を含める特別オブザーバーの立場を与えるよう提案し、合意された。その点も含め、オブザーバー組織をどう定義し、どう扱うかに関し、「オブザーバー組織の承認に関するIPCCの対応方針(Policy)と手続き過程(Process)」が更新された。

(4) UNFCCCおよび他の国際機関と関係する問題

国際連合欧州経済委員会は、長距離越境大気汚染条約の最近の動向に関しプレゼンテーションを行い、とりわけ、酸性化、富栄養化、地上オゾンの緩和に関する1999年イェテボリ(Gothenburg、スウェーデンの都市)議定書の改定、ブラックカーボンに関する新たな課題と義務に焦点をあてた。

UNEPは、AR4で明らかにされた知識上のギャップに対応し、一貫性のある研究手法を提供し、その普及と実

際の応用を推進し、**科学者、政策決定者と他の利害関係者間の橋渡し**となることを目的とする、「**気候変動に対する脆弱性、その影響および適応に関する研究プログラム**」(PROVIA)のプレゼンテーションを行った。WG2のフィールド(Christopher Field)共同議長は、**協調努力が真に必要であると指摘し、PROVIAはそのようなニーズに応えられる可能性がある**と付け加えた。

(5) IPCC奨学金プログラム

クリスト事務局長は、**ノーベル平和賞受賞に基づく IPCC奨学金プログラム**の進捗状況を報告した。奨学金プログラムの次の募集計画を提示し、**奨学金の権利、理事の任期、信託基金の法的立場に関係する問題**について述べた。また、事務局には**資金調達能力が欠けていると指摘し、第2回奨学金募集に資本の20%まで利用し、その資本の一部を用いて資金調達をするという理事会の決定や、その決定は来年再検討されることを述べた**。米国は、**大学を通して寄付金を募り、調達活動も特定のイニシアティブではなく大学が行うことを提案した**。パチャウリ議長は、この提案を歓迎し、このアイデアについて数か所の大学にアプローチすると述べ、他の国にも同様の活動を行うことを勧めた。

以上のほか、前総会議事録、予算案(コンタクトグループでの合意案)等に関しては、いずれも特に提案に異論がなく承認された。

6. 次回会合の予定と閉会

次回総会(IPCC-36)に関しては、**スウェーデンが、AR5のWGI担当分報告書を承認するWGI会合、およびこれに続く次回総会を、2013年9月23-26日にストックホルムで開催を提示した**。また、**グルジアは、2013年10月、トビリシまたは海岸都市のバトゥミでの次々回総会(IPCC-37)の開催を申し出た**。さらに、**デンマークは、2014年10月、IPCC-40を開催する意思があると表明した**。

パチャウリ議長は、2012年6月9日午後4時25分、**IPCC第35回総会の閉会を宣言した**。

所感

改革課題のうち、前回から延期されていた、**管理運営体制(Governance and Management)とコミュニケーション戦略(Communication Strategy)**について課題の審議は今回で決着した。**手続き規則(Procedures)**は基本的には前回結論が出ていて、今回はほとんど確認作業であったが、**最終段階の政府査読に関しては、NGOに関する見解がほぼまとまりかけたところで、米国が合意せず、結局その決着は次のIPCC執行委員会(EC)にゆだねることで合意された**。**利益相反策(COI Policy)**では、既に確定した方針での実施状況の報告となった。今回までにIACからの勧告へのIPCCの対応がようやく全て決着し、それに基づくIPCC活動が展開される(一部はすでに実施中)。

AR5に向けた、**新ビューロー体制の選挙が行われた第29回総会(ジュネーブ、2008年)**では、投票における想定外の不適正な記入の判定をめぐって、規則の不備から混乱が生じ、その結果とられた妥協策では、ビューローメンバーの数を31名に増員せざるを得なくなった。その上、地域間のバランスにも余波が生じていた。そのひずみが今総会でようやく收拾がついた。結果として、第3ではなく第2作業部会の副議長の定員が6名から7名に増えることになり、**影響・適応・脆弱性という、当面生じつつある課題の重要性からも、結果的には良かったのかもしれないと納得せざるをえない**。

IPCCの組織固めは一段落し、**今後はAR5の完成に向けた活動に焦点が絞られることになる**。次回総会は2013年9月下旬に、WG1全体会合でWG1担当部分のAR5の完成直後に開かれる。あと1年余りに迫っている。